

令和8年度第1回滋賀支部評議会の概要報告

開催日時：令和8年7月21日（火）14：00～16：00

開催場所：滋賀ビル3階 会議室

出席者：石川評議員、宇野評議員、岡田評議員、川北評議員、
田中評議員、箕浦評議員、山中評議員、山本評議員（五十音順）

事務局：岸田支部長、友部部長、寺岡部長、田上グループ長、井原グループ長、
森グループ長、和田グループ長、羽田グループ長補佐

傍聴者：なし

議事：（1）令和7年度全国健康保険協会決算見込みについて
（2）令和7年度滋賀支部事業実施結果報告について
（報告事項）都道府県単位保険料率に関する措置について
（報告事項）中期戦略プランについて

議題1 令和7年度全国健康保険協会決算見込みについて

議題1について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【学識経験者】

健康保険法改正により、令和8年度から令和10年度までの3年間、準備金に係る国庫補助相当額が各年度500億円減額されることとなったことについて、準備金は被保険者及び事業主の負担並びに協会けんぽの努力により積み上げられたものであり、平成23年度から26年度に制度が存在しなかったにもかかわらず、12年以上もたって当時から特例減額措置があったと仮定して控除額を算定することは合理性に欠けるのではないかと。また、国庫補助の減額は社会保障制度の根幹にも関わる問題であり、協会として引き続き国へ意見を伝えるべき。

【事務局】

保険料率に関する議論においても各支部評議会の意見は重視されている。また、今後も評議員の皆さんからの意見は本部へ伝えていく。

【学識経験者】

滋賀支部は加入者1人当たり医療費が全国平均を下回る一方、薬剤費は全国平均を上回っている。ジェネリック医薬品使用割合が全国平均より高い中で薬剤費が高い理由は何かあるのか。

【事務局】

ジェネリック医薬品使用割合はジェネリック医薬品が存在する薬剤における使用割合であり、ジェネリックが存在しない薬剤の母数が多いため、加入者一人当たりの薬剤費とジェネリック医薬品使用割合は直

接関係しにくい。薬剤費が高い要因については、高額薬剤利用者の影響などが考えられる。

【事業主代表】

令和7年度滋賀支部収支差(地域差分)の保険料率換算が▲0.01%は、医療費適正化などの成果を表すものなのか、それとも単なる予算と決算の差額調整であるのか。

【事務局】

保険料率は将来の見込みに基づいて算定しているため、見込みと実績との差額を後年度に精算する仕組みとなっている。過去実績から推計した保険料率と実績との差を調整しているものであり、恣意的な操作はできない。結果として医療費抑制等の効果が保険料率へ反映される側面はあるものの、基本的には全国統一ルールに基づく精算制度である。

【事業主代表】

健康保険組合の解散に関する記載について、近年の解散動向はどのような状況であるか。

【事務局】

健康保険組合の赤字割合は高い状況にあり、保険料率が高水準となる組合も増加しているため、今後解散が進む可能性がある。

【被保険者代表】

毎年、資料では厳しい財政見通しが示される一方で、準備金は増加している状況にある。今後も準備金が増加する見込みなのか。また、加入者への還元策との関係をどのように考えているのか。

【事務局】

診療報酬改定による医療費の増加や保険料率の引下げ、人間ドック補助の拡充などにより、今後は収支差が縮小していく見込みである。単年度ではなく中長期的な視点で制度運営を行っており、将来の医療費増加リスクや社会保障制度全体の持続可能性も踏まえた検討が必要である。

【被保険者代表】

新型コロナウイルス感染症の影響や今後の感染症流行リスクを踏まえた財政見通しについてどのように考えているのか。

【事務局】

新型コロナウイルス感染症流行時には受診控えの影響により医療給付費が減少し、その後は診療報酬における加算措置を行っていたがそれも終了した。今後の影響について予測は困難であり、現時点で具体的な見通しは持ち合わせていないものの、状況に応じて必要な対応を検討する必要があると考える。

中長期的な財政運営においては、新たな感染症の発生や医療費の増加など、不確実な要素も考慮しながら検討を進めていく必要があると認識している。

議題 2 令和 7 年度滋賀支部事業実施結果報告について

議題 2 について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【事業主代表】

LINEに関するKPIについては、発信回数だけでなく友だち登録数や利用者数など成果を示す指標を設定すべきではないか

【事務局】

現在はLINE、メールマガジン及びけんぽアプリが併存する過渡期にあり、全国統一のKPIとして登録者数を設定していない状況である。ただ、現実的には登録者数の拡大は重要と認識しており、引き続き周知を進めていく。

【被保険者代表】

事業所として健診受診当日に特定保健指導を実施できる健診機関であるかどうかの確認方法はどうか。たらよいのか。

【事務局】

まずは健診機関へ実施の可否を確認いただきたい。実施が難しい場合には協会けんぽによる後日訪問指導を行う。

【事業主代表】

「前年度以上」とする目標設定では改善を促すKPIとして十分ではなく、一定の伸び率等を設定する方が望ましいのではないかと。

【事務局】

高い水準を維持している支部にとっては前年度以上を維持すること自体も容易ではなく、全国統一指標の設定には様々な課題があるので、現在の目標となっている。

【事業主】

KPIを達成した場合、支部や加入者にどのようなメリットがあるのか。

【事務局】

KPIは国による事業評価の対象であり、協会けんぽ全体の事業運営評価につながる。また、生活習慣

病予防健診受診率や特定保健指導実施率などはインセンティブ制度にも関連しており、結果として保険料率へ影響する項目も含まれている。

報告事項 都道府県単位保険料率に関する措置について

意見なし

報告事項 中期戦略プランについて

意見なし